2　前項第二号イに掲げる者にあつては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3　（略）

（年金証書の再交付の申請）

第二十二条　老齢基礎年金の受給権者は、老齢基礎年金の年金証書を破り、汚し、若しくは失つたとき又は老齢基礎年金の年金証書に記載された氏名に変更があるときは、老齢基礎年金の年金証書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　前項の申請をするには、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　氏名（老齢基礎年金の年金証書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　老齢基礎年金の年金証書を破り、汚し、又は失つた者にあつては、その事由

3　前項の申請書（老齢基礎年金の年金証書を失つたことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、老齢基礎年金の年金証書を添えなければならない。

4　老齢基礎年金の受給権者は、第一項の申請（老齢基礎年金の年金証書を失つたことによるものに限る。）をした後、失つた老齢基礎年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

5　（略）

（死亡の届出）

第二十四条　法第百五条第四項の規定による老齢基礎年金の受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2～5　（略）

6　法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者のうち、老齢基礎年金の受給権者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる老齢基礎年金の受給権者とする。

7　法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、老齢基礎年金の受給権者に係るものは、当該受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合とする。

（未支給年金の請求）

第二十五条　法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

一・二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

2　前項第二号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3　（略）

（年金証書の再交付の申請）

第二十二条　老齢基礎年金の受給権者は、老齢基礎年金の年金証書を破り、汚し、又は失つたときは、老齢基礎年金の年金証書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　前項の申請をするには、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。この場合において、破り、又は汚した老齢基礎年金の年金証書を当該申請書に添えなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二　（略）

三　年金証書を破り、汚し、又は失つた事由

（新設）

3　老齢基礎年金の受給権者は、第一項の申請をした後、失つた老齢基礎年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

4　（略）

（死亡の届出）

第二十四条　法第百五条第四項の規定による老齢基礎年金の受給権者の死亡の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出することによつて行わなければならない。

一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三・四　（略）

2～5　（略）

6　法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者は、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。

7　法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。

（未支給年金の請求）

第二十五条　法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

一・二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号